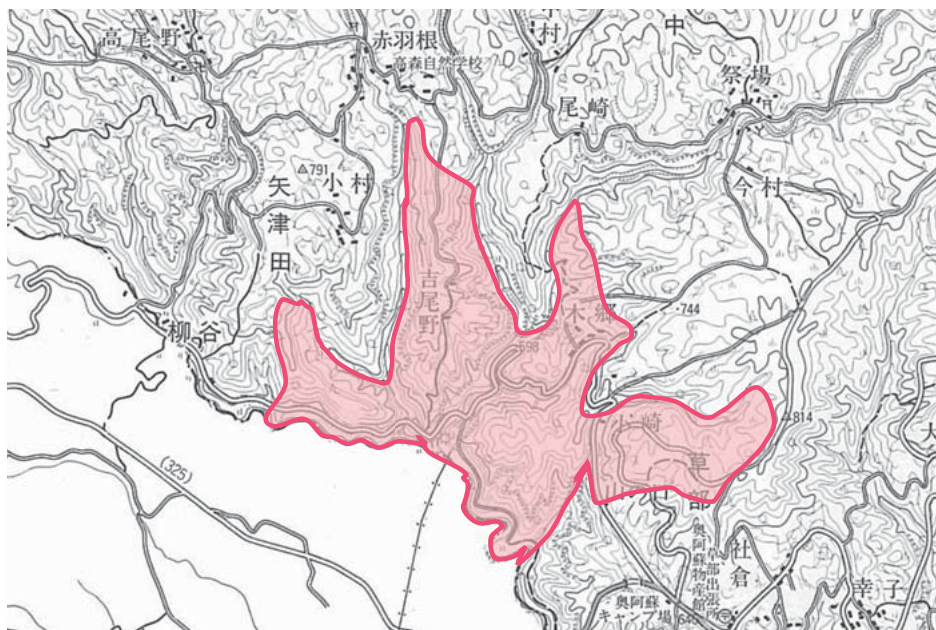




平成 26 年度に行われる調査区域

地籍調査

今年度の調査地区

大字矢津田
堀山・井良迫・西井良迫・
南小竹・小竹
大字草部
白水・上川走・木郷・
小崎・川頭
以上 10 字

※ 3.56 平方キロメートルを
調査する予定です。

平成 26 年度は大字矢津田・大字草部の一部を調査します 皆さんの協力で円滑な調査を

町では、国土調査法に基づき昭和 54 年度から「地籍調査」事業を実施しており、これまでに高森地区・色見地区・野尻地区・中地区の現地調査が完了し、平成 23 年度から矢津田地区を調査中で、進捗率は約 84%です。

平成 26 年度は大字矢津田の一部と大字草部の一部を調査しますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

**なお、境界の確認作業のため、必ず立会い日まで
に境界付近の刈払いをお願いします。**

地籍調査を実施するうえで最も重要なことが境界の確認作業です。土地の所有者である皆さんの協力なくしては、この大事業を成し遂げることはできません。町では、毎年実施する地区から推進委員を選出し、本事業を進めることにしています。

調査を実施するに当たり、土地所有者の皆さまに
お願いがあります。

①土地の境界確認と杭打ち

調査前に境界を中心に 1 メートル幅内の竹木伐採や草刈りを行い、立ち会いがしやすいようにしてください。

調査当日は、隣接所有者と立会確認のうえ、筆界杭を土地の曲がり部に打設しますので確認をお願いし

ます。

②一筆調査には必ず立ち会いを

隣接所有者との話し合いがつかず境界が決定しない場合は、筆界未定地として処理されるため、調査完了後は個人の費用で測量を行い境界を決定して、登記所に申請しなければなりません。

円滑な調査を進めるためにも、一筆調査の立ち会いにはぜひご協力ください。なお、当日本人が立ち会いできない場合は委任状を提出のうえ、代理人の立ち会いをお願いします。

地籍調査はこうして進められます

- ①地区説明会
- ②一筆地調査（杭打ち）
- ③測量
- ④面積測定
- ⑤地籍簿・地籍図の作成
- ⑥本閲覧
- ⑦知事の認証（国土交通大臣の承認）
- ⑧登記所送付

※皆さんにご協力いただくのは①②⑥です。

その都度通知します。

※①から⑧までに約 2 年かかります。